

種別	押印又は 自書	申請主体（押印又は自書名義）	許可範囲
レクリエーションゲーム貸出 ※メール申請可	不要	使用団体・責任者	地区社会福祉協議会・福祉団体・福祉施設・集落単位で行う活動
DVD 貸出 ※メール申請可	不要	使用団体・責任者	地区社会福祉協議会・福祉団体・福祉施設・集落単位で行う活動
備品貸出 ※メール申請可	不要	使用団体・責任者	地区社会福祉協議会・福祉団体・福祉施設・集落単位で行う活動
車いす貸出 ※メール申請可	不要	使用者・使用者家族	町内在住の方に限る
福祉ワゴン利用 ※メール申請可	不要	地区社会福祉協議会事務局員 民生委員児童委員 生活支援コーディネーター	地区社会福祉協議会・集落単位で行う活動 ※日程確認のため、必ず2週間前に町社協まで連絡ください。 <条件>利用回数：年1回/移動範囲：町内限定/利用目的：閉じこもり予防 (冬期間は、利用目的に応じて臨時利用可能)
印刷機使用 ※メール申請可	不要	地区社会福祉協議会事務局員	地区社会福祉協議会及び集落サロン活動に関する書類 ※集落サロンの書類印刷の場合も、申請者は地区社会福祉協議会事務局としてください。
ボランティア保険・行事用保険	要押印	地区社会福祉協議会事務局員	町社会福祉協議会が認める活動
福祉バス利用	要自書 *自書であれば押印は不要	地区社会福祉協議会事務局員 単位老人クラブ会長 福祉団体会長 ※上記の申請主体による自書や押印があれば、責任者等による代理申請可能	地区社会福祉協議会・福祉団体・福祉施設・集落単位で行う活動 ※日程確認のため、必ず2週間前に町社協まで連絡ください。 <条件>利用回数：地区社協、集落サロン、その他団体ごとに利用上限あり 移動範囲：県内限定 利用目的：福祉に関する研修、交流会、買い物等生活支援など

※メールアドレス info@tateyama-shakyo.jp / ※地区社会福祉協議会事務局員は、会長・副会長・事務局長・事務局次長・会計・書記とする

※単位老人クラブ・福祉団体事務局は、会長（理事）とする